

穂積中学校 学校生活の約束

第Ⅰ章 目的

第Ⅰ条（前文）

この規則は、穂積中学校の学校生活を通して、自分が社会に出ても、自立して歩むことができる精神、行動、学力、体力の基盤をつくることを目的として定めています。

穂積中学校で生活する生徒は、明るく、快活で笑顔を絶やさない学校生活を送るために、自制心を持って正しく言動を判断し、誠実で協調的な礼節の心に満ちた仲間づくりをめざします。

第Ⅱ章 学校生活

第Ⅱ条（日課）

通常日課を示します。これ以外に行事等に応じて、特別日課があります。

掃除の時間のあるA日課と掃除がなくて部活動や諸活動の時間のあるB日課があります。

※令和4年度の日課表です。今後変更する場合があります。

【A日課】

(開錠	7：50～)
朝の会	8：15～ 8：25
第1時限	8：35～ 9：25
第2時限	9：35～ 10：25
第3時限	10：35～ 11：25
第4時限	11：35～ 12：25
給 食	12：40～ 13：05
昼休み	13：05～ 13：20
第5時限	13：25～ 14：15
第6時限	14：25～ 15：15
清 掃	15：25～ 15：35
帰りの会	15：45～ 16：00
放課後	～ 16：15

【B日課】

(開錠	7：50～)
朝の会	8：15～ 8：25
第1時限	8：35～ 9：25
第2時限	9：35～ 10：25
第3時限	10：35～ 11：25
第4時限	11：35～ 12：25
給 食	12：40～ 13：05
昼休み	13：05～ 13：20
第5時限	13：25～ 14：15
第6時限	14：25～ 15：15
帰りの会	15：25～ 15：40
放課後	～ 16：25

【最終下校時刻】

	6時間（短縮）	5時間（短縮）
A日課	16:30(16:00)	15:30(15:05)
B日課	16:40(16:10)	15:40(15:15)

第Ⅲ条（授業）

授業の準備を整え、意欲を持って臨み、自ら課題を見つけ解決していく力や、読解力・コミュニケーション能力等が身につくよう、仲間とともに学びます。授業づくりの約束の詳細は、学習委員会が話し合い、全校で取り組みます。

第Ⅳ条（欠席、遅刻、早退、欠課）

<欠席>

やむを得ず欠席をするときは、必ず8:15までに保護者の方から学校まで、理由を添えて『すぐ～る』で連絡してもらいましょう。8:15以降は電話での連絡をお願いします。

なお、以下の場合は、出席停止となり、欠席日数には数えられません。

- ・忌引
- ・学校感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、麻疹など）に罹患（りかん）した場合

・学校教育法に基づく出席停止

その他、公的な行事等に参加する場合の公欠の扱いについては、その都度、校長先生に判断してもらうことになります。

<遅刻>

8:15までに持ち物を片付けて着席できるよう登校します。8:15までに教室に入室できていない場合は遅刻となります。

また、体調不良や通院など、明らかに始業時刻に間に合わない時は、欠席と同様に連絡をします。

<早退>

体調不良などで、保健室で休息しても改善されない場合など、終業時刻前に帰宅するときは、担任、学年所属の先生、養護教諭の誰かに家庭連絡をしてもらい、保護者、または、保護者に準じる方に迎えに来てもらうことが原則です。保健室でもらった「早退カード」を忘れずに見せましょう。

但し、保護者の方の指示など、やむを得ず徒歩や自転車で帰宅するような場合は、帰宅後、速やかに学校まで連絡します。

<欠課>

日課の途中で通院するなど、授業を受けない時間は、欠課といいます。

第5条（保健室の利用）

- ① 体調が悪いときやけがをしたときは、保健室を利用します。その際、必ず担任の先生もしくは他の先生（教科担任）の許可を得ます。
- ② 保健室で休息しても改善されない場合は、早退となります。保健室で休息できるのは、1日1度（50分間）となります。
- ③ 保健室が閉まっているときは、職員室の学年の先生に相談します。

第3章 服装、持ち物

第6条（制服を着る意味）

中学生における制服は、「最高レベルの正装」であり、受験（受検）はもちろんのこと、冠婚葬祭全てに通用します。従って、「正装である制服」は、「正しく着ること」が「美しさ・かっこよさ」であり、いつでも「正装として通じる着方」「入試・面接で通用する姿」で、制服を着こなせなければいけません。社会との接点が広がる中学生期に、礼節を心得た服装のあり方を学びます。

第7条（詰襟制服の着こなし）

第1項（上着）

【通称冬服】（目安：10月～5月）

- ① 「標準型学生服認証マーク」がついている黒の詰め襟学生服です。襟の内側に白色のカラーをつけます。ラウンドカラーや埋め込みタイプでも許可されています。
- ② ボタンは、桜花の中に「中」の字がある標準型のものをつけます。裏ボタンも標準のものとします。
- ③ 制服の内側には持ち主が分かるように、氏名を記入しておきます。また、名札は、左前ポケットの上に付けます。
- ④ 制服の下は、カッターシャツ、白の体操服を着ます。寒い時期は、その上に白・黒・紺・グレー・茶色で無地のトレーナーやセーターを、季節や行事に応じて着用します。内着は、上着の裾から出したり、詰め襟の高さを超えてはいけません。

第2項（ズボン）

- ① 夏、冬ともに黒色の「標準型学生服認証マーク」がついている、腰切り替えタイプのノータックのズボンです。タックのついたズボンを着用しなければならない必要がある場合は、担任の先生と相談し、許可を受けるようにします。

② ズボンは腰骨できちんとはきます。ベルトは黒色で、ベルトを止める穴が縦に複数並んでいないもの。さらに、鉢や華美なバックリなどの飾りのない物を使います。サスペンダーは、使いません。

第8条（セーラー服の着こなし）

第1項（上着）

【通称冬服】（目安：10月～5月）

① 紺色のセーラー服で、白色の襟カバーと胸当てがあるものを着ます。

② 名札は、左前ポケットの上に付けます。

③ ネクタイ（リボン）は、10cm幅の黒色で結びます。また、ネクタイの先は、結び目から、10cm程度伸ばすようにしましょう。また、結び目が作ってあり、それをホックで取り付けるタイプの物でも構いません。

④ セーラー服の下は、白の体操服を着ます。寒い時は、その上に白・黒・紺・グレー・茶色で無地のトレーナーやセーターを、季節や行事に応じて着用します。内着は、タートルネックのように、首に掛かるような高さのある物を着用してはいけません。

第2項（スカート、スラックス）

① スカートは腰骨のところで膝の裏側の線が隠れる長さにはき、ひだの数は24～28にします。

② 季節や体調に応じて、ペールオレンジかベージュ、黒のストッキングやタイツを着用しても構いません。

③ スラックスは夏、冬ともに紺色のノータックのズボンです。

第9条（気温が高い時期の制服の着こなし）

【通称夏服】（目安：6月～9月）

気温が高くなる時期は詰襟制服、セーラー服のどちらの上着も以下のようにします。

① 白色の無地で、レギュラーカラー（角襟）の標準的なカッターシャツとします。長袖・半袖のどちらでもよいです。

② カッターシャツの下には、白の体操服、（白、グレー等派手ではない）無地のTシャツ、または、ランニングシャツ、タンクトップ、キャミソール等を着用します。

③ カッターシャツは、左ポケット上部に濃紺色の刺繡で校章と姓を入れた旧型式のものを使用しても構いません。

④ クリップ式の名札を使用する場合は、校章と姓の刺繡をカッターシャツに入れる必要はありません。

※制服についての悩みや相談は担任の先生に聞いてもらいましょう。

第10条（体操服）

第1項（白の半袖体操服と既定のハーフパンツ）

① 体育の授業で運動するときは、半袖の体操服で行います。ハーフパンツにきちんと服の裾を入れて着ます。冬季は長袖の体操服も使用可能になります。体操服の内に肌着を着る場合は、体操服からはみ出ないように着用しましょう。

② 左胸に姓が入った名前シールを付けます。新しい体操服を購入したり、もらったりしたときは、担任の先生に注文します。

（令和5年度）

1年：緑色 2年：黄色 3年：青色

第2項（ジャージ）

① 体育の授業のアップ時、掃除、部活動、野外活動などで使います。季節や気温、体調にあわせた着方をしましょう。

② 左胸に、姓が入った白色の刺繡を入れます。新しく購入した場合は、忘れずに名前を入れましょう。また、旧形式の左袖のものを着ても構いません。

③ 半袖の体操服を正しく着ているときはよいでですが、半袖の体操服の裾を出し、ジャージからはみ出てしまう「紺、白、紺」のボーダーになるような着方はしません。

④ ジャージの下（ズボン）は、姓を白色の刺繡で入れます。はくときは、腰骨でしっかりはきましょう。サイズが大きすぎる時や活動で必要な場合は除いて、ジャージの裾を折り曲げてはきません。また、裾を切ってハーフパンツのように使うこともしません。

※ジャージ、ハーフパンツ、体操服、制服等には自分の物だと分かるように名前を書いておきましょう。

第11条（靴）

- ① 通学用の靴は、白色の運動靴をはきます。白色の紐でしめることができる靴にしましょう。また、雨天時はレインシューズや長靴をはいても構いません。
- ② 体育の授業や部活等で使用する靴は、目的に応じた物が使用できます。教科担任の先生や部活顧問の先生の指示に従いましょう。
- ③ 靴のかかとを踏んでいると、靴の機能が発揮できず、大変危険です。かかとをつぶさないように履きましょう。
- ④ 上靴は、体育館シューズと兼用になっています。学校規定のものを履きましょう。

第12条（靴下）

膝を超えるハイソックス、ルーズソックスではない、白色で無地の靴下を履きましょう。また、ソックタッチの使用は構いません。部活で使用する靴下は、部活の規定や約束に従います。

第13条（鞄）

- ① 通学鞄は、規定の 3WAY バッグを使います。
- ② サブバッグは、3WAY バックに荷物が入りきらないときに、学校指定の手さげバッグを使うことができます。ただし、行事等で指示がある場合は、この限りではありません。
- ③ 部活動で使う道具類を入れた鞄は、休業日の部活動の時だけ使うようにします。ただし、ラケットケース等は、普段も使用して構いません

が、決められた場所にきちんと片付けるようにします。

第14条（傘）

傘の先が金属でなく、油性ペンなど、簡単に落ちないようなもので、氏名を分かりやすく明記します。色は、無地、または透明で、それ以外のサイズなどは、細かな規定はありません。

第15条（防寒着等）

- ① 冬季は、黒、紺、白、グレー、ベージュのカーディガン、または、コートを使用しても構いません。教室のロッカーに入るものを選びます。部活動の防寒着を使用してもかまいません。
- ② 手袋は、登下校時のみ使用できます。
- ③ 安全確保のために、マフラー、スヌードを着用することはできません。ネックウォーマーを使用することは構いません。

第16条（頭髪）

「清潔感あふれ、好感の持てる髪型」で学校生活を送ります。現在、この内容を生徒会で定義し、約束となっています。以下の通りです。

- ① ノートを書いているときに髪が垂れ下がり、視界をさえぎる状態でなく、おしゃれに気を使わないで学習に集中できるとともに、運動に差しつかえることがない「邪魔にならない髪型」にします。
- ② 肩にかかる長さ以上になった時は、黒・紺・茶のゴムで一つ程度にまとめ、金属製の黒・紺・茶色のヘアピンで整えるようにします。周囲の声や音が聞こえるよう耳が髪の毛で隠れないことが望ましいです。
- ③ パーマネント、染色、脱色は、「中学生らしく、清潔感あふれ、好感の持てる髪型」ではありません。

第17条（その他）

- ① 制汗剤を使用してもよいですが、においに過敏な人のことも考えて、無香料のものとします。

- ② ピアスや化粧（アイプチ等も含む）は、不必要なおしゃれです。健康や安全のためにも、やってはいけません。
- ③ マニキュアやペディキュア、爪磨きも不要なおしゃれです。ただし、安全と衛生の観点から、いつも爪を短く清潔に保つようにしましょう。
- ④ 緊急連絡用のテレホンカードや100円程度のお金を持つことは構いませんが、自己責任です。しまっておく場所など、自己管理をきちんとしましょう。
- ⑤ 自転車の鍵に、目印のキー ホルダーを一つ、つけてもよいです。
- ⑥ 身分証明書は、必ず携行するようにします。
- ⑦ 登下校も含め、学校生活に必要のないものは、絶対に持ってきてはいけません。学校生活の約束の詳細は、生活委員会で話し合い、全校で守っていきます。

(学校生活に不要な物の例)

- ・ 携帯電話等の情報機器
- ・ 飲食物
- ・ ゲーム機等
- ・ 漫画、雑誌等

第4章 部活動

第18条 (目的)

部活動は、自分の興味・関心に基づく活動意欲を満たす場であるとともに、個性の伸長を図り、生涯に渡ってスポーツに親しんだり、学習を続けたりしようとする基盤をつくります。

さらに、スポーツ・文化活動に対する目的を同じくする集団で自己研鑽に努めることを通じ、自主的・実践的態度を育んだり、余暇の善用を図るようにしたりします。

第19条 (部活動の種別)

① 運動系の部活動

野球、サッカー、陸上競技、ソフトテニス、水泳、バスケットボール、バレー、柔道、剣道、卓球、ソフトボール、バドミントン、駅伝（冬季限定）

② 文科系の部活動

吹奏楽、文化、情報科学

第20条 (活動時間)

- ① 授業日の活動原則は、部活動や行事によって変更がありますので、各部の練習計画に従って行われます。
- ② 顧問が指導につくことができれば、土・日のどちらかの部活動を計画できます。しかし、大会等がある場合に限り、許可を得た上で両日の部活動を行うことができます。
- ③ 中間テスト、期末テストの1週間前は、原則活動することができません。

第21条 (その他)

部活動既定の詳細や部活動ごとの規定は、別に定められています。第18条、第19条以外の規定については、部活規定や各部ごとの規定に従って活動することになります。

第5章 通学

第22条 (通学の方法)

登下校は、徒歩、または、自転車が通常の通学方法です。歩行者、自転車を問わず、道路交通法順守し、第6条以下で定めた服装で登下校します。また、地域の方や仲間に元気よく、さわやかなあいさつをします。

第23条 (自転車通学許可範囲)

◎ 年間を通して許可される区域

十九条、宝江、東結、祖父江、下畠および上牛牧、下牛牧、野白、下穂積、中切、庄屋敷、前所、穂南、下牛牧、下穂積、庄屋敷、花塚西、牛牧団地で学校から1.7km以遠となる範囲

第24条 (自転車通学の許可)

以下の4点に該当する場合は、自転車通学の許可申請を出すことができます。

- ① 第23条の自転車通学範囲に該当する申請
- ② 病気やケガによって期間を定める申請
- ③ 教育委員会の許可があり、校区外より通学をするための申請

④ その他、学校の活動で使用が必要である場合の申請

自転車通学許可願いを提出し、第26条の約束が守れる人に限って、自転車通学が許可されます。

第25条（自転車の使用）

自転車通学範囲外の人でも、部活動の行き帰りや学校行事などでは、第26条の約束が守れる人に限って、自転車を使用することができます。

第26条（自転車使用の約束）

① 使用する自転車について

- ・自転車損害賠償保険等に加入していること
- ・荷台が付いていること
- ・カゴが前に付いていること
- ・変形ハンドルではないこと
- ・スタンド（縦型）が付いていること
- ・ライトが付いており、点灯すること
- ・カギが付いていること
- ・ベルが付いており、鳴ること
- ・ブレーキがきくこと
- ・後輪泥よけに許可シールが貼られていること

② 運転時の注意点

- ・命を守るために、あご紐をきちんと締めてヘルメットをかぶること
- ・カバンや荷物は、荷台にくくりつけること
- ・雨天時の運転は、カッパを着用すること
- ・並進、二人乗りをしない等、道路交通法を守って運転すること

③ その他

- ・家庭で自転車点検を行い、安全が確認された自転車を使用しましょう。
- ・全員に「自転車使用許可願い」を配布します。自転車使用許可願いが受理されると、通番が入った「自転車使用シール」を渡します。このシールを後輪泥よけに貼ります。なお、自転車使用シールが貼っていない自転車は、部活動や行事等でも使用することができません。
- ・自転車を変えたような場合は、「再申請」を行い自転車使用シールの交付を受けます。

・卒業後は、必ず、全てのシールをはがすようにしましょう。

第27条（自転車の使用停止）

自転車の使用は、「交通ルールや学校の約束を守るので自転車通学を許可して下さい」という「許可願い」に基づいているものです。その約束が守れない場合は、みなさんの命を守るために自転車の使用を停止します。

<道路交通法や学校の約束が守れない事実があつた場合>

【1回目】保護者に違反事実を連絡するとともに、反省文を担任に提出し指導を受ける。

【2回目】保護者に違反事実を連絡するとともに、保護者の言葉も入った反省文を担任と担当職員に提出し、指導を受ける。

【3回目】学年主任の指導を受け、一定期間の自転車使用の禁止。

【4回目】生徒指導の指導を受け、年度内、自転車使用許可願いの取り消し。

附 則

この規定は、平成22年9月1日に公布し、平成23年4月1日より施行する。

平成26年4月1日一部改定

平成27年4月1日一部改定

平成28年4月1日一部改定

平成29年4月1日一部改定

平成30年4月1日一部改定

平成31年4月1日一部改定

令和元年11月29日一部改訂

令和3年4月1日一部改定

令和5年4月1日一部改定